



平成21年3月31日以降に倒産、解雇、雇い止め等失業された方は、国民健康保険税が軽減されます。

国民健康保険税軽減措置って、なあに？



倒産などで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険税負担で医療保険に加入することが出来るよう、保険税の負担軽減をする制度です。

*** 失業された方に対する国民健康保険税の軽減措置 ***

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・離職日時点で 65歳未満の方。 ・平成21年3月31日以降に離職し、倒産、解雇、雇い止めで失業給付を受けている方。 			
軽減内容	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の給与所得を 3割に減額して国民健康保険税を計算しなおします。 ・この軽減された保険税は、高額療養費・高額介護療養費・限度額認定証等の所得区分にも適用されます。 			
軽減期間	離職日	平成21年3月31日 ~ 平成22年3月30日	軽減期間	平成22年4月 ~ 平成23年3月まで
		平成22年3月31日 ~		離職の翌日から翌年度末まで

再就職して、勤務先の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると軽減は終了となります。

申請場所	市町村の国民健康保険担当課、各行政センター
必要な物	雇用保険受給資格証、印鑑、お持ちの方は保険証

ご不明な点は、病院職員にお尋ね下さい。(病院 024-933-5422)